


わたしの

エンディングノート



法倫會館

 株式会社長崎新生活センター

(監修) 長崎地方法務局

エンディングノートとは、
自分自身に何かあったときに備えて、
ご家族が様々な判断や手続きを進める
際に必要な情報を残すためのノートで
す。

また、生活の備忘録として、そして、
これまでの人生を振り返り、これから
の人生を考えるきっかけ作りにするも
のです。

書けるところから書いておき、
何度でも書き直したり書き加えたりして、日付
と署名をしておきましょう。

目次

第1部 わたしのこと

1	プロフィール	1
2	わたしの思い出	2
3	わたしのお気に入り	2
4	これからのわたし	4
5	もしものときは	5
6	わたしからのメッセージ	6

第2部 大切なこと

1	財産	12
2	保険	17
3	不動産等	19
4	パスワード	21

第3部 相続等について「知っておきたいこと」

1	相続について	23
2	相続登記	25
3	法定相続情報証明制度	28
4	遺言（自筆証書と公正証書、自筆証書遺言書保管制度）	30
5	成年後見制度	33
6	配偶者居住権	36

もしものときに備えて
今のわたしに関する情報を記録します。

記入開始日 年 月 日

名前 _____

第1部 わたしのこと

〈1 プロフィール〉

フリ ガナ

名 前 : _____

生年月日 : _____ 血液型 : _____

住 所 : 〒 _____

本 籍 : _____

電話番号 自宅 : _____

携 帯 : _____

メールアドレス : _____

パスワード : _____

趣味・特技 : _____

その他（好きなもの、好きな色など）

〈2 わたしの思い出〉

小学校： _____ 小学校 卒業

中学校： _____ 中学校 卒業

高等学校： _____ 高等学校 卒業

その他

〈3 わたしのお気に入り〉

好きな言葉 _____

好きな食べ物 _____

好きな曲 _____

好きな本 _____

現在の身体について

身長： 体重： 血液型：

アレルギー：

保険証情報（健康・介護）

健康保険証

番号： 記号：

保険者番号： 分担割合：

介護保険証

番号： 分担割合：

被保険者番号：

後期高齢者医療被保険者証

被保険者番号：

保険者番号：

かかりつけの病院について

病院名： 担当医：
連絡先：

病院名： 担当医：
連絡先：

〈4 これからのわたし〉

介護が必要になった場合

- わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は
さん（連絡先）

の意見を尊重してください。

- 介護の場所などの希望

- 自宅をお願いしたい（ 家族に ヘルパーに 両方に）
- 自宅で、ヘルパーなどのプロをお願いしながら、家族と暮らしたい
- 病院や施設に入りたい すべて家族に判断を任せます
- その他（ ）

- 介護について「してほしいこと」「してほしくないこと」、介護してくれる人に伝えたいこと

病気になったとき、入院したとき

- 病名・余命の告知について

- ありのまま告知してほしい
- 告知しないでほしい 家族（ ）の判断に任せます
- その他（ ）

- 延命治療・終末医療（痛みや苦痛の緩和）と尊厳死について

- できるだけ延命治療をしてほしい
- 苦痛の緩和治療だけして延命治療はしないでほしい
- 家族（ ）の判断に任せます
- 尊厳死を希望する（書面がある場合、保管場所など： ）

- その他伝えておきたいこと

〈6 わたしからのメッセージ〉

A large rounded rectangular box with a solid orange border and a dashed orange line inside, serving as a writing area. The box is empty and occupies most of the page.

わたしのお葬式

●冠婚葬祭互助会・葬儀社の会員に

なっています なっていません

会社名 () 連絡先 ()

会員証の保管場所 ()

●葬儀を依頼する会社を

決めています 決めていません

会社名 () 連絡先 ()

●葬儀の規模について希望はありますか？

盛大に 標準的に 近親者のみ 儀式は不要

●どんな宗教でお葬式を行いますか？

仏式 (宗派) 神式 キリスト教 無宗教 その他

寺院・神社・教会名 () 連絡先 ()

●通夜・葬儀はどこで行いますか？

自宅 斎場 寺院 教会 その他 ()

●あなたが亡くなったら、喪主は誰になりますか？

氏名 ()

●遺影写真は準備していますか？

準備している（保管場所： ）

これから準備する 家族に任せます

●着せてほしい服はありますか？

ある（保管場所： ） 特になし

●戒名／法名はどうしますか？（仏式の場合）

すでにあります（生前戒名： ）

院号を希望 院号はிரらない

●参列者へのおもてなしの希望はありますか？

●他に希望はありますか？

（好きな花、流してほしい音楽など）

わたしの供養

●埋葬する場所

先祖代々の墓へ納骨してほしい（霊園・寺院名： ）

新しい墓を建立し、納骨してほしい

→お墓を建立する場所は

希望の場所（ ）

家族に任せます

納骨堂に納骨してほしい（希望の場所： ）

永代供養にしてほしい（希望の場所： ）

散骨してほしい（希望の場所： ）

家族に任せます

●お仏壇について

家の仏壇に祀ってほしい

新しく仏壇を購入して祀ってほしい

→購入する仏壇の希望： 宗派に沿った伝統的な仏壇

リビングにも合う現代仏壇

家族に任せます

●葬儀の追悼儀礼は 仏教では、忌明け、百か日、初盆、一周忌などがあります。

宗教の慣習にのっとり、決められたとおりに行ってほしい

家族の判断で行ってほしい

一切行わなくて良い

家族に任せます

●初盆について

精霊船を出してほしい

(希望の精霊船の形体：

)

町内のもやい船をお願いしてもらいたい

法倫供養船をお願いしてもらいたい

家族に任せます

精霊船は出さなくてよい

●法要について

家族と親族だけに案内してほしい

特に希望はありません

家族に任せます

不要です

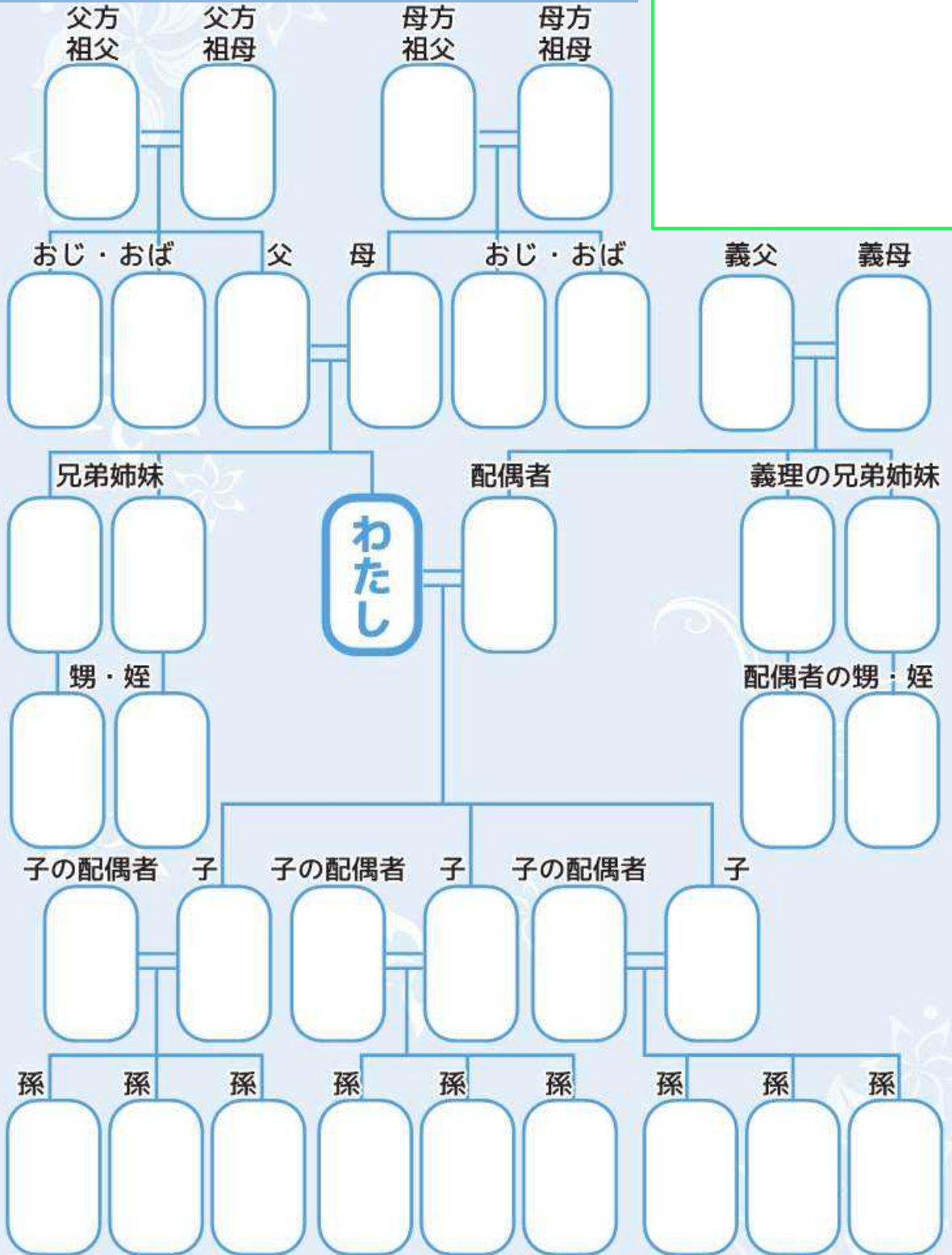
●その他の希望

第2部 大切なこと

家紋

家系図

思い出せる範囲で書いてみましょう！



相続については21ページをご覧ください。

<1 財産>

●預貯金

※キャッシュカードの暗証番号を家族の誰かに伝えておきましょう

金融機関名・支店名	種類	口座番号	備考

●その他の金融資産

取扱資産	種類	内容等	備考

●口座引き落とし

項目	金融機関・支店	口座番号	引落日	備考
電気料金				
ガス料金				
水道料金				
電話料金				
携帯電話料金				
NHK受信料				

●クレジットカード

会社名	番号	連絡先

●主な借入金・ローン（住宅、教育、自動車など）

記入日： 年 月 日

借入先	連絡先
借入日	借入金額と借入残高
返済期限	借入目的
契約書の保管場所	備考

借入先	連絡先
借入日	借入金額と借入残高
返済期限	借入目的
契約書の保管場所	備考

借入先	連絡先
借入日	借入金額と借入残高
返済期限	借入目的
契約書の保管場所	備考

MEMO

●貸付金の記録

記入日： 年 月 日

貸付先	連絡先
貸付日	貸付金額
返済方法	返済状況など
契約書の保管場所	備考

貸付先	連絡先
貸付日	貸付金額
返済方法	返済状況など
契約書の保管場所	備考

第二部
大切なこと

●その他の資産（美術品、貴金属、着物、車など）

財産の種類	保管場所	備考

●遺言書・相続について

①相続に関する希望

(法的な効果を求めるには遺言書が有効です。)

②遺言書を作成していますか

作成している→③へ

作成していない

→大切な財産を守るため作成しませんか？

③どこに保管していますか

自宅

公証役場 (どこの公証役場：)

法務局 (どこの法務局：)

その他 ()

遺言書の作成については28ページをご覧ください。

〈2 保険〉

●生命保険・共済保険

	1	2	3	4
保険会社名				
保険の種類				
契約者				
被保険者				
証券番号				
加入日				
死亡保険金				
満期年月日				
満期保険金額				
支払方法				
支払満了日				
満期受取人				
特約				
死亡時受取人				
連絡先				
証書保管場所				
備考				

●自動車保険

	1	2	3
保険会社名			
保険の種類	<input type="checkbox"/> 自賠責 <input type="checkbox"/> 任意	<input type="checkbox"/> 自賠責 <input type="checkbox"/> 任意	<input type="checkbox"/> 自賠責 <input type="checkbox"/> 任意
証券番号			
車名			
登録番号			
保険期間			
車体番号			
連絡先			
証書保管場所			
備考			

第二部 大切なこと

●火災保険、傷害保険など

保険の種類	保険会社名	連絡先	備考

MEMO

〈3 不動産〉

●所有不動産

土地 建物の別	所在地	地番・家屋 番号	名義人 (共有の場合 は持分も 記載)	現在の状況	どう処理 したいか

●貸し借りしている不動産

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

地番等の調べ方は25ページをご覧ください。

●その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地、建物）について、ご家族・相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

①近所の人と申合せ事項がある（隣地境界・越境物等）

（ ）

②建て替えについて制約がある

（ ）

③道路の権利関係が複雑

（ ）

④地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガスパ等）

（ ）

MEMO

<4 パスワード>

●携帯電話・パソコンのログイン情報等

内容：	パスワード：	備考：
内容：	パスワード：	備考：
内容：	パスワード：	備考：

●写真・動画・住所録などの保存データ

内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：

●メール、SNS等の情報（各アカウント、ID、パスワード）

内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：

●オンライン口座（銀行、株式、FX、仮想通貨等）

有料サービス（音楽、動画配信、電子書籍等）の契約状況

内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：
内容：	ID：	パスワード：

◆他人に見られると不正アクセスの可能性もありますので、管理には十分注意してください。







第3部

相続等について
「知っておきたいこと」

第3部 相続等について「知っておきたいこと」

〈1 相続について〉

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子供がいる場合	配偶者  1 / 2	子ども  1 / 2 ※人数で分割
第2順位 子供がなく、 親がいる場合	配偶者  2 / 3	親  1 / 3 ※人数で分割
第3順位 子供と親が共になく、 兄弟姉妹がいる場合	配偶者  3 / 4	兄弟姉妹  1 / 4 ※人数で分割



- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。

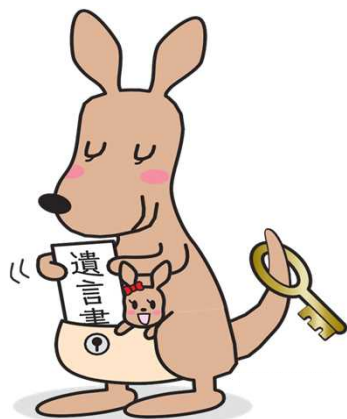
遺留分？ ～遺言書に対する法定相続人の留保分

【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻すことができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかった相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいますが、争いの元になりかねないため。遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。



遺言書ほかんガルー



不動産登記促進イメージキャラクター
「トウキツネ」

〈2 相続登記 ～相続登記はしないといけないの?～〉

相続登記は「義務」です!!

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「**相続による所有権の移転の登記**」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続きがますます難しく**なってしまいます。

(注) 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。
相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。
詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。

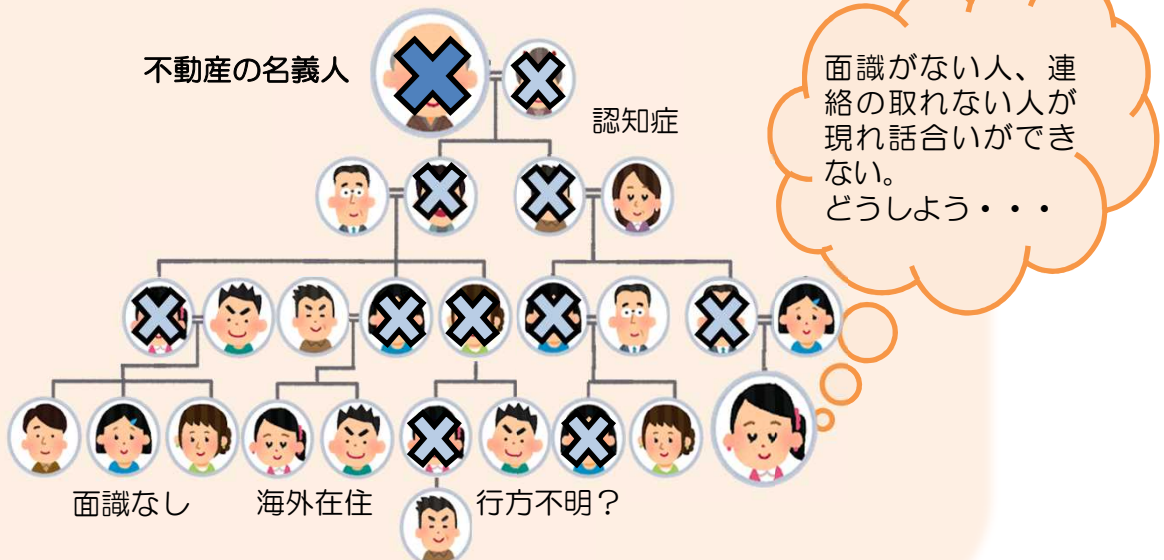


相続登記をしないと・・・

- ・相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。
- ・相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

注意

時間がたつほど、相続人が増えて手続きが難しく困難になります!



注意

！相続登記を怠っていると過料が科されることがあります

一定期間内に登記をしなければ**10万円以下の過料**が科されることがあります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの法務局へお尋ねください。

不動産の取引ができない

空き家問題に！！



相続登記に必要な書類は？

最寄りの市区町村の窓口で、
写真付きの身分証明書を提示して
行う**広域交付**はQRコードから



		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、 戸除籍謄本は不要（ 26～27ページ参照 ）	被相続人の本籍地の役場 (広域交付 ができる範囲は、QRコードからご確認ください。)
		住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書 (法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合（ 29～30ページ参照 ）	家庭裁判所 法務局

どのような財産を所有していたか不明のときは

お亡くなりの方がどのような財産を所有しているかを調べてみましょう。

不動産（土地・建物）については、法務局が発行する**登記事項証明書（登記簿謄本）**や市区町村から通知される**固定資産税の納税通知書**を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、**契約書の有無、登記の有無等**についても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先・問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	・ 登記事項証明書 ・ 公図、地積測量図 ※地番・家屋番号については、登記識別情報通知書又は登記済証（権利証）でご確認ください。	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

相続登記に必要なとなる書類の詳細は法務局HPのQRコードから



〈3 法定相続情報証明制度〉 ～各種相続手続に利用できます！～

手数料無料！

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に法定相続人の一覧図とともに戸除籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続が簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、戸除籍謄本等を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きできます。

制度の利用範囲 について

- ・預貯金の払戻し
- ・相続税の申告
- ・相続登記
- ・各種名義変更
- ・遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

制度を利用しない場合

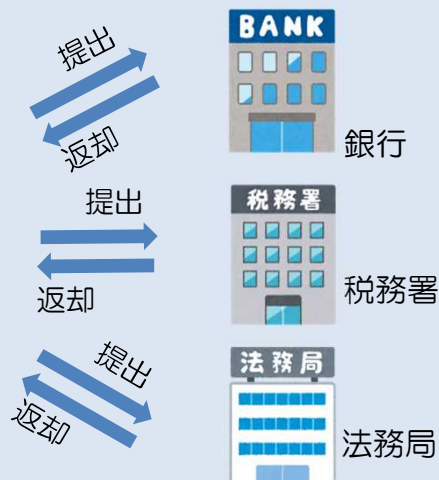


相続人



戸籍書類一式

各種相続手続きのイメージ



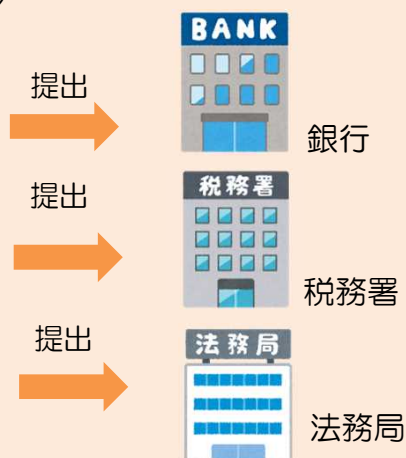
制度を利用した場合

法定相続情報一覧図の写し
(**無料**で必要な通数交付)

**1度の手続で
とってもスムーズ**



相続人





相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場（広域交付ができる範囲はQRコードからご確認ください。）
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 (被相続人)
 法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目4番6号
 出生 昭和○年○月○日
 (妻)
 法 務 花 子

住所 ○県○郡○町○34番地
 出生 昭和45年6月7日
 (長男)
 法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目4番6号
 出生 昭和47年9月5日
 (長女)
 相 続 優 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 (養子)
 登 記 進

以下余白

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 (事務所：○市○町○番地)

法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

最寄りの市区町村の窓口で、
 写真付きの身分証明書を提示して行う**広域交付**はQRコードから



第三部 相続等について知っておきたいこと

〈4 遺言〉


（自筆証書と公正証書、自筆証書遺言書保管制度）

遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

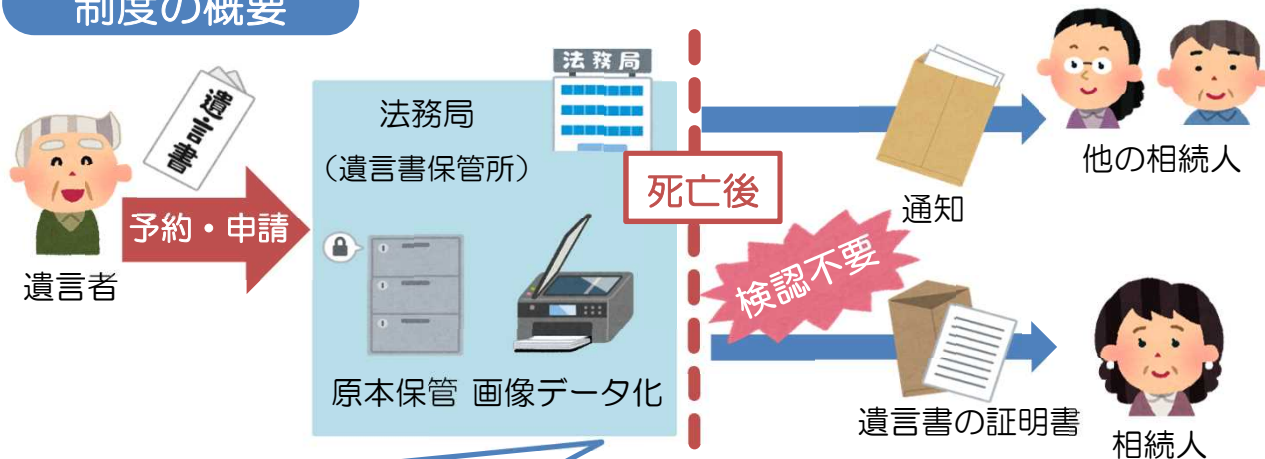
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">法務局に預けた場合、<ul style="list-style-type: none">・長期間適正に保管します・プライバシーを確保できます</div>	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">法務局に預けた場合、検認は不要です</div>	不要
メリット	<ul style="list-style-type: none">・作成費用がかからない・遺言者本人のみで作成できる	<ul style="list-style-type: none">・無効な遺言書になりにくい・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・内容に不備があると無効になる可能性がある・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 遺言書ほかんガルー</div>	<ul style="list-style-type: none">・初期費用がかかる・証人が必要 <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます</div>

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

制度の概要



メリットは??

- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります！
- ・遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等の最大3名に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！
相続トラブルを防ぎ、相続手続きが円滑に進みます！

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

※1通あたりにかかる手数料

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードから



① 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する



② 保管申請する遺言書保管所を決める

保管申請ができる遺言書保管所

- 遺言書の住所地 ●遺言者の本籍地
 - 遺言者が所有する不動産の所在地
- のいずれかの県内にある遺言書保管所

③ 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください

申請書の様式は、法務省HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。

また法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています

④ 保管の申請を予約する

予約の方法は3種類

- ホームページ
- 電話
- 窓口



⑤ 保管の申請をする

アからオを持参して予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写し等）

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳 在留カード
特別永住者証明書

※ 有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき3,900円（別途、保管手数料は要りません。）

※ 一度保管した遺言書は、保管の申請を撤回しない限り返却されません。



⑥ 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、遺言書情報証明書の交付請求等をするときに保管番号があると便利です。大切に保管してください。



〈5 成年後見制度〉

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、①「**法定**後見制度」と②「**任意**後見制度」の2種類があります。

①「**法定**後見制度」は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、[東京法務局で成年後見の登記](#)（32～33ページ参照）がされます。

②「**任意**後見制度」は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

① 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合
ご本人の事情に応じて
次の3種類

後見



判断能力が欠けているのが通常の状態

保佐



判断能力が著しく不十分

補助



判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

② 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合



判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

公正証書で契約

成年後見制度の利用に必要な費用は？

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用 など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これら入手するための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

任意後見制度

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- (※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。
なお、公正証書に関するお問合せは、公証役場をお願いします。

成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

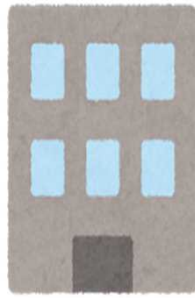
この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人に後見人がついていない事実などを証明することができます。



家庭裁判所

法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判、任意後見監督人の選任の審判

登記の嘱託



東京法務局

登記事項の証明書の交付請求



東京法務局以外の法務局
・地方法務局（戸籍課）



本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・四親等内の親族など（※）の方



法定後見・任意後見を受けていない方

登記の嘱託

法定後見の登記
任意後見の登記

登記されていないことの証明書の交付請求



公証人

任意後見契約の公正証書を作成



本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・本人の親族などの利害関係人など（※）の方

※このほか、保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見受任者・任意後見監督人など

登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取得するには？

必要書類

- ・申請書（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- ・本人確認書類（免許証・保険証など）
- ・委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- ・戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- ・登記事項の証明書
1通につき550円
- ・登記されていないことの証明書
1通につき300円

請求先

○窓口

- ・東京法務局民事行政部後見登録課
- ・全国の法務局・地方法務局戸籍課

○郵送

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります

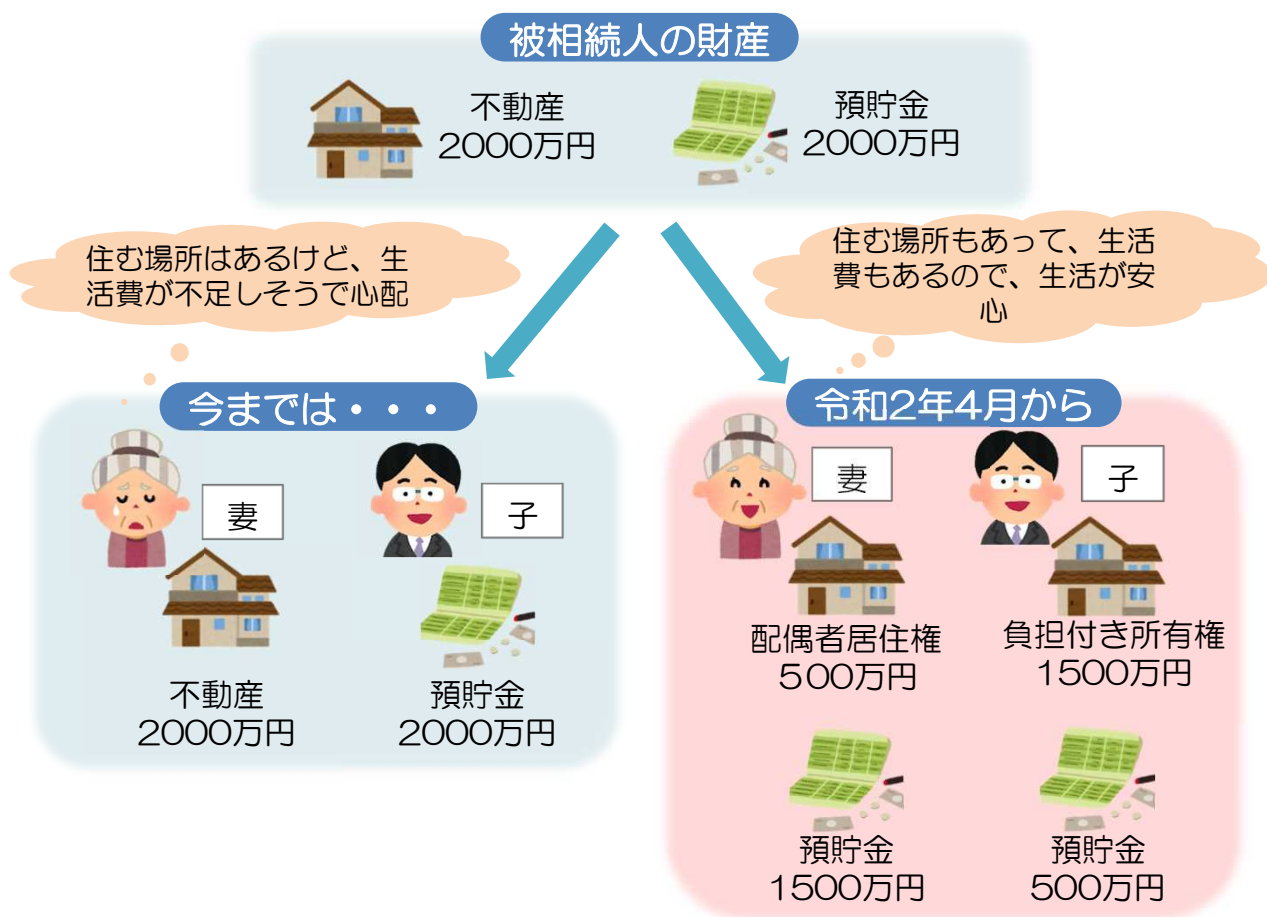
成年後見制度の詳細は、法務局HPのQRコードから



〈6 配偶者居住権〉

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権が創設**されました。これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、**終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができる**ようになりました。



※配偶者居住権の権利を
第三者に対抗（主張）するためには、**登記**が必要です！

「あなたとご家族のためのエンディングノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお問合せいただくか、直接窓口にエンディングノートをご持参していただき、お問合せください。

●相続登記、自筆証書遺言、成年後見など 第3部の内容に関すること

問合わせ先	所在	電話番号
長崎地方法務局	長崎市万才町8-16	095-826-8127
長崎地方法務局諫早支局	諫早市幸町4-12	0957-22-0475
長崎地方法務局島原支局	島原市城内1-1204	0957-62-2513
長崎地方法務局佐世保支局	佐世保市木場田町2-19	0956-24-4850
長崎地方法務局平戸支局	平戸市岩の上町1509-7	0950-22-2263
長崎地方法務局杵岐支局	杵岐市郷の浦町本村触624-2	0920-47-0164
長崎地方法務局五島支局	五島市紺屋町1-1	0959-72-2261
長崎地方法務局対馬支局	対馬市巖原町東里341-42	0920-52-6463

●公正証書遺言に関すること

問合わせ先	所在	電話番号
長崎公証人役場	長崎市万才町7-1	095-821-3744
諫早公証人役場	諫早市高城町5-10	0957-23-4559
佐世保公証人役場	佐世保市松浦町5-13	0956-22-6081
島原公証人役場	島原市田町675-6	0957-62-7822

総合ホール (法倫會館隣接)



マルシェ・ド・リッシュ

Marché de riche
the simple kitchen

● 長崎市茂里町4番1号
TEL095-842-4004

- 精進落とし、各種法要
- コース料理・会席箱膳・仕出
- オードブル・鉢盛も配達いたします。
- 宴会・各種パーティも承ります。
- マイクロバス送迎有り

法倫會館専用待合施設 長崎市火葬場隣接

こころの
休息所 **もみじ庵**

- 精進落とし・軽食喫茶
- バリアフリー・キッズコーナー

● 長崎市淵町29番6号
TEL095-862-0585



商品部門

翠流庵 法倫會館 本館3F

常設展示



● 長崎市茂里町3番31号
TEL095-849-4000

- 各種仏壇仏具 販売
- 香典返礼、年忌返礼
- 初盆関連商品販売(4月～7月展示会開催)

生花部門

上田花麗園

加盟店
花キューベット

● 長崎市茂里町3番31号
TEL095-847-1234

- 生花スタンド、お供え花
- お祝用生花金
- 配達も承ります



斎場施設のご案内

送る人、送られる人の立場にたち、誠心誠意ご奉仕いたします。



法倫會館本館

● 長崎市茂里町3番31号
TEL 095-849-4000



法倫會館滑石斎場

● 長崎市滑石1丁目12番7号
TEL 095-894-4006



諫早法倫會館

● 諫早市栗面町120番地1
TEL 0957-24-4000

法倫會館のアフターサポート

弊社および弊社と提携した専門家の方や専門業者様のご紹介などいろいろな『お悩み』『お困りごと』に心を込めてサポートさせていただきます。

ご相談・お見積もり **無料!!**
まずはお気軽に
ご相談ください!!

墓・納骨堂



- 墓地・墓石・納骨堂の購入・移設
- 墓石の文字彫刻・リフォーム
- 墓じまい

墓参り代行



- お墓参り代行業務
- 墓石のクリーニング・清掃

仏壇仏具



- 仏壇仏具の購入・移動
- 仏壇の修理・クリーニング
- 仏壇の魂抜き・引き取り

公的手続・相続相談



- 遺言書の作成
- 相続関連の相談・手続き
- 成年後見人制度 ● 葬儀後の手続き

モノの片付け



- 生前整理・遺品整理
- 不用品の処分・買取
- 施設入居・退去時の片付け

ハウスクリーニング



- 自宅・引越し時の清掃
- 窓ガラス・網戸・エアコン掃除
- 庭木の剪定・植栽・伐採・除草

供養



- 初盆供養祭・法倫供養船
- 海洋散骨
- 手元供養(ペンダント形式他)

法事・法要



- 法事・法要会場
- 各種コース料理・精進落とし・箱膳
- 仕出し料理

法倫會館の互助会 (1口 月々 1,500 円 から)

K コースを2口ご利用の場合

2口ご利用すると祭壇はもちろん、各種アイテムもご利用いただけますので、もしもの時もお安心いただけます。

3,000 円 × 120 回
(K コース × 2 口)

完納額 360,000 円

(消費税相当額を含む支払総額は、396,000 円となります。)
 ※ 役員内容に含まれないものは、別途料金が必要となります。

祭壇セレクトコース
 一般価格

440,000 円 (税込)

葬儀・式典アイテムコース
 一般価格

469,040 円 (税込)



合計一般価格 **909,040 円 (税込)** が

513,040 円 お得の

きずなクラブ
 会員様価格 (税込) **396,000 円**



佐世保 法倫會館 大塔商場

● 佐世保市大塔町616番18号
 TEL 0956-33-4000



家族葬専用商場
積法社


● 長崎市梁川町2番9号
 TEL 095-861-4200





家族葬専用商場
 佐世保 **積法社**


● 佐世保市大塔町616番92号
 TEL 0956-59-4000


法倫會館

 株式会社長崎新生活センター

長崎  0120-494-000

諫早  0120-134-004

佐世保  0120-534-040

滑石  0120-094-006

(監修) 長崎地方法務局